



《会計・税務の知識》 地方法人税の創設

はじめに

平成26年4月1日より、消費税率は5%から8%へと引き上げられました。この消費税増税は、消費が多い都市部ほど同税の収入が増え、地方との税収格差が広がる結果をもたらします。そのため、地域間の税源の偏在性を是正すべく、法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、一方でその引下げ分が「地方法人税」として国税化されます。これは、地方交付税の財源を確保し、財政力格差の縮小を図ることを目的としています。

1. 法人住民税法人割の税率の改正

平成26年10月1日以後に開始する事業年度より、法人住民税法人割の税率は、以下の税率が適用されます。

	現行	改正後	差異
都道府県分	5.0%	3.2%	△1.8%
市町村分	12.3%	9.7%	△2.6%
合計	17.3%	12.9%	△4.4%

2. 地方法人税(国税)の創設

①納税義務者

法人税を納める義務がある法人は、地方法人税を納める義務があります。

②税額の計算

地方法人税額は、各事業年度の基準法人税額(課税標準)に4.4%(法人住民税法人税割引き下げ分と同率)の税率を乗じて計算した金額となります。

③中間申告

法人税の中間申告書を提出すべき法人は、事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、地方法人税の中間申告書を提出しなければなりません。

ただし、その地方法人税中間申告書を提出しなかった場合には、その提出期限において、地方法人税中間申告書の提出があったものとみなします。なお、中間申告は平成27年10月1日以後に開始する事業年度の地方法人税の中間申告書について適用となります。

④確定申告

法人は、原則として事業年度終了の日の翌月から2月以内に、税務署長に対し、事業年度の課税

標準法人税額その他の事項を記載した地方法人税の確定申告書を提出しなければなりません。

⑤納付及び還付

③または④の申告書を提出した法人は、これらの申告書の提出期限までに、地方法人税を国に納付しなければなりません。

なお、その地方法人税確定申告書に中間納付額で当該事業年度の地方法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付することとします。

また、税務署長は、欠損金の繰戻しによる法人税の還付請求書を提出した法人に対して事業年度に係る法人税を還付する場合において、確定地方法人税額のうち、法人税の還付金の額に4.4%を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付します。

3. 地方法人税法の論点整理

①還付金等の益金不算入

法人税と同様に、欠損金の繰戻しによる還付地方法人税の額を、益金不算入とします。

②法人税額等の損金不算入

法人税と同様に、地方法人税の額について、これに係る利子税の額を除き損金不算入とします。

③前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例

地方法人税の課税標準又は税額について修正申告又は更正若しくは決定があった場合において、既に決定により確定したその後の事業年度の法人税の課税標準又は税額が減少することとなるときも、更正の特例の対象とします。

④利益積立金額

法人税の還付金額と同様に、損金不算入とされた地方法人税の還付額を、利益積立金額に加算される還付税額から除きます。

おわりに

平成26年度税制改正には、「デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置」という命題があります。所得拡大促進税制・ベンチャー投資促進税制・交際費課税の見直しについては、以前の会計税務の知識で紹介しておりますので、是非ご参考にしてみてください。

(担当：佐藤裕)